

令和6年度

指定障害福祉サービス事業者等指導調書

【No. 14-3 指定自立生活援助】

事業所の名称		
事業所の所在地	鹿児島市	
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連 絡 先 等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指 導 監 査 課 (市)	職 名	氏 名
	職 名	氏 名
	職 名	氏 名
	職 名	氏 名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4両面印刷で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

<過去3年の出席状況>

令和	年度 . . .	(出席	・	欠席)
令和	年度 . . .	(出席	・	欠席)
令和	年度 . . .	(出席	・	欠席)

➤ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	3
II	主眼事項及び着眼点（自立生活援助）	6
第 1	基本方針	6
第 2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	8
第 3	設備に関する基準	
1	設備及び備品等	10
第 4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	12
2	契約支給量の報告等	12
3	提供拒否の禁止	14
4	連絡調整に対する協力	14
5	サービス提供困難時の対応	14
6	受給資格の確認	14
7	介護給付費の支給の申請に係る援助	14
8	心身の状況等の把握	16
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	16
10	身分を証する書類の携行	16
11	サービスの提供の記録	16
12	支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	18
13	利用者負担額等の受領	18
14	利用者負担額等に係る管理	20
15	介護給付費の額に係る通知等	20
16	指定自立生活援助の取扱方針	20
17	自立生活援助計画の作成等	22
18	サービス管理責任者の責務	24
19	管理者の責務	24
20	相談及び援助	24
21	定期的な訪問等による支援	26
22	随時の通報による支援等	26
23	支給決定障害者等に関する市町村への通知	26
24	運営規程	28
25	勤務体制の確保等	30
26	業務継続計画の策定等	32
27	衛生管理等	36
28	掲示	40
29	身体拘束の禁止	40
30	秘密保持等	44
31	情報の提供等	44
32	利益供与等の禁止	44
33	苦情解決	46
34	事故発生時の対応	48
35	虐待の防止	48
36	会計の区分	50
37	記録の整備	50
第 5	変更の届出等	50
第 6	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	52
1	自立生活援助サービス費	52
2	福祉専門職員配置等加算	56
3	ピアサポート体制加算	56
4	初回加算	56
4の2	集中支援加算	56
5	同行支援加算	58
6	緊急時支援加算	58
7	利用者負担上限額管理加算	60

8	日常生活支援情報提供加算	60
9	居住支援連携体制加算	60
10	地域居住支援体制強化推進加算	62
11	福祉・介護職員処遇改善加算	62
12	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	62
13	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	62
 (参考)		
	主な根拠法令等	64

運営指導当日準備する必要書類

指定自立生活援助

1	勤務表, 出勤簿	有・無
2	職員の資格証, 研修修了証	有・無
3	契約書, 重要事項説明書	有・無
4	利用料金等の説明文書, パンフレットなど	有・無
5	受給者証(写)	有・無
6	看護・介護記録, 自立生活援助計画等	有・無
7	辞令又は雇用契約書	有・無
8	前年度利用者数がかかる資料	有・無
9	職員の研修の記録	有・無
10	業務継続計画	有・無
11	衛生管理等に関する記録	有・無
12	就業規則	有・無
13	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書, 誓約書など)	有・無
14	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
15	苦情解決に関する記録	有・無
16	事故に関する記録	有・無
17	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
18	損害賠償保険証書	有・無
19	変更届(控)	有・無
20	金銭台帳の類	有・無
21	介護給付費又は訓練等給付費請求書(控)	有・無
22	介護給付費又は訓練等給付費明細書(控)	有・無
23	サービス提供実績記録票(控)	有・無
24	サービス提供証明書(控)	有・無
25	領収証(請求書)(控)	有・無
<p>注1 運営指導対象期間は, 前年度4月1日から運営指導当日までですので, その期間に対応した上記書類を準備してください。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

用語の定義（基準第2条）

（1）「常勤換算方法」

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を利用する場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算上も1と扱うことを可能とする。

（2）「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（3）「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

（4）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

基準第 50 条（療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 78 条（生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 156 条（自立訓練(機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 166 条（自立訓練（生活訓練）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 175 条（就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 186 条(第 199 条において準用される場合を含む。)（就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 208 条（共同生活援助（指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 213 条の 4（共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び第 213 条の 14（共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

主眼事項及び着眼点（自立生活援助）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第1 基本方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録 ○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○責任者を設置していることが分かる書類 	<p>法第 43 条 平 24 市条例第 52 号 平 18 厚令 171 第 3 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 13 施行規則第 2 条の 4</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 地域生活支援員</p> <p>(2) サービス管理責任者</p> <p>(3) 職務の専従</p> <p>(4) 管理者</p>	<p>(1) 地域生活支援員は、指定自立生活援助事業所ごとに、1人以上となっているか。</p> <p>(2) 地域生活支援員の員数は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1となっているか。</p> <p>サービス管理責任者は、指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数となっているか。</p> <p>イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる数</p> <p>(イ) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(ロ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>ロ イ以外の場合 次の(ハ)又は(ニ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ハ)又は(ニ)に掲げる数</p> <p>(ハ) 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>(ニ) 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>【利用者の数】 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 3 項></p> <p>【サービス管理責任者】 指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 また、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の指定を併せて受け、かつ、一体的に運営している場合には、当該事業所に配置されている相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>【サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について】 指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。</p> <p>【職務の専従】 利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。 なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>【管理者】 ○ 指定自立生活援助事業所の管理者は、以下の場合であって、当該指定自立生活援助事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ア 当該指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定自立生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定自立生活援助事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）</p> <p>○管理者の雇用形態が分かる書類 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 1 項 第 1 号 平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 2 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 1 項 第 2 号 平 24 条例 52 第 193 条の 14 第 1 項 第 2 号 平 24 条例 52 第 193 条の 14 第 3 項 平 24 条例 52 第 193 条の 14 第 4 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 6 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 15 準用第 51 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第3 設備に関する基準 1 設備及び備品等	指定自立生活援助事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>【事務室】 指定自立生活援助事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定自立生活援助の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>【受付等のスペースの確保】 事務室又は指定自立生活援助の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>【設備及び備品等】 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定自立生活援助の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>	<p>○平面図 ○設備・備品一覧表</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 16 準用第 206 条の 5</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制等、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。</p> <p>また、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
<p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 書面交付事項</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定自立生活援助の内容</p> <p>③ 当該指定自立生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定自立生活援助の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定自立生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>○ 利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>○ 受給者証への記載事項</p> <p>① 当該事業者及びその事業所の名称</p> <p>② 当該指定自立生活援助の内容</p> <p>③ 当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）</p> <p>④ 契約日等</p> <p>○ 当該契約に係る指定自立生活援助の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立生活援助の日数を記載すること。</p>	<p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第206条の20 準用第9条第1項</p> <p>平18厚令171第206条の20 準用第9条第2項</p> <p>平18厚令171第206条の20 準用第10条第1項</p> <p>平18厚令171第206条の20 準用第10条第2項</p> <p>平18厚令171第206条の20 準用第10条第3項</p> <p>平18厚令171第206条の20 準用第10条第4項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 提供拒否の禁止	<p>指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>
6 受給資格の確認	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<p>いる・いない</p>
	(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	<p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
8 心身の状況等の把握	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定自立生活援助事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 証書等には、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。</p> <p>○ 提供の記録事項</p> <p>① 当該指定自立生活援助の提供日</p> <p>② 提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）</p> <p>③ 実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項</p> <p>○ サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得ること。</p>	<p>○アセスメント記録 ○ケース記録</p> <p>○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○サービス提供の記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 16 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 17 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 18 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 19 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 19 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定自立生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
14 利用者負担額等に係る管理	<p>指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
16 指定自立生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ サービス提供証明書の記載事項</p> <p>① 提供した指定自立生活援助の内容</p> <p>② 費用の額</p> <p>③ その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項</p> <p>○ 指定自立生活援助の取扱方針（基準第 57 条）</p> <p>① 指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。</p> <p>② 提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなければならないものである。</p> <p>○ 「支援上必要な事項」とは、指定自立生活援助計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。</p> <p>○ 指定自立生活援助事業者は、自らその提供する指定自立生活援助の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。</p>	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 22 条
	○通知の写し	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 23 条第 1 項
	○サービス提供証明書の写し	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 23 条第 2 項
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 57 条第 1 項
		平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 57 条第 2 項
		平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 57 条第 3 項
		平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 57 条第 4 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 自立生活援助計画の作成等	(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（自立生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない
	(2) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	いる・いない
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	いる・いない
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。	いる・いない
	この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない
	(6) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	いる・いない
	(7) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	いる・いない
	(8) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業所等に交付しているか。	いる・いない
	(9) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。	いる・いない
(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる・いない	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 自立生活援助計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>○ 自立生活援助計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる書類</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 2 項</p>
	<p>○面接記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 3 項</p>
	<p>○個別支援計画の原案</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 4 項</p>
	<p>○サービス担当者会議の記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 5 項</p>
	<p>○個別支援計画</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 6 項</p>
	<p>○利用者に交付した記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 7 項</p>
	<p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 8 項</p>
	<p>○モニタリング記録</p> <p>○面接記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 9 項</p>
		<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20</p> <p>準用第 58 条第 10 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 自立生活援助計画の作成等	(11) 自立生活援助計画に変更があった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。	いる・いない
18 サービス管理責任者の責務	<p>(1) サービス管理責任者は、第 206 条の 12 において準用する第 58 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	いる・いない
19 管理者の責務	<p>(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該自立生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 3 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	いる・いない
20 相談及び援助	<p>指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○(2)から(7)に掲げる確認資料</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 58 条第 11 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 206 条の 6</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 66 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 66 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 60 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 17</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
21 定期的な訪問等による支援	<p>指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。</p>	いる・いない
22 随時の通報による支援等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
23 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、定期的に、当該利用者の居宅を訪問又はテレビ電話装置等を活用し、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>○ 指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものである。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 18</p> <p>平 24 条例 52 第 193 条の 18</p>
<p>○ 第 1 項及び第 2 項は、利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。</p> <p>○ 同条第 3 項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 3 項</p>
	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 29 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
24 運営規程	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 <p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 運営規程</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域 通常の実業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の実業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 指定自立生活援助事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止のための措置については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定自立生活援助事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) オ 条例第 40 条の 2 第 1 項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること。 等を指すものであること。</p>	<p>○運営規程</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 206 条の 10</p> <p>「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成 17 年 10 月 20 日 障発第 1020001 号 当職通知)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業員によって当該指定自立生活援助を提供しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p>	<p>○従業者の勤務表</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条第 1 項</p>
<p>○ 指定自立生活援助事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。</p>	<p>○勤務体制一覧表 または雇用形態が分かる書類</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条第 2 項</p>
<p>○ 研修機関が実施する研修や当該指定自立生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。</p>	<p>○研修計画、研修実施記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条第 3 項</p>
<p>○ (4)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定自立生活援助事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p>		<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条第 4 項</p>
<p>ア 指定自立生活援助事業者が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>指定自立生活援助事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 指定自立生活援助事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p style="text-align: center;">（続く）</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 勤務体制の確保等		
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ なお、パワーハラスメント防止のための指定自立生活援助事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、<u>中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>イ 指定自立生活援助事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p> <p>○ 指定自立生活援助事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定自立生活援助の提供を受けられるよう、指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 33 条の 2 に基づき指定自立生活援助事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○ 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）を参照されたい。</p> <p style="text-align: center;">（続く）</p>	<p>○業務継続計画（BCP） ・新型コロナウイルス ・自然災害 ○職員の研修の記録など</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 33 条の 2 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 業務継続計画の策 定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>○ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>○ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。</u> なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定自立生活援助事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u></p> <p>○ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 衛生管理等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p> <p>○ (3)に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➢ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➢ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➢ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> ➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定自立生活援助業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、指定自立生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 <p style="text-align: center;">（続く）</p>	<p>○衛生管理に関する書類</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 34 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 34 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p> > 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・ 日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 > 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 医療処置 ・ 行政への報告 等 > 発生時における指定自立生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 </p> <p> なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 </p> <p> ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 </p> <p> > 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 </p> <p> > 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> </p> <p> > 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 </p> <p> > 研修の実施内容についても記録することが必要である。 </p> <p> > 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定自立生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定自立生活援助事業所の実態に応じ行うこと。 </p> <p> エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 </p> <p> > 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u> </p> <p> > 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 </p> <p> > 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 </p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 掲示	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
29 身体拘束の禁止	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底しているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ (1)は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>○ (2)は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定自立生活援助事業所内に備え付けることで(1)の掲示に代えることができることを規定したものである。</p>	<p>○事業所の掲示物</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 35 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 35 条第 2 項</p>
<p>○ (1)、(2)は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>○ (3)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。</p>	<p>○個別支援計画 ○身体拘束等に関する書類</p> <p>○身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会の議事録等</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 35 条の 2 第 3 項</p>
<p>○ <u>構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>○ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>○ <u>身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。</u> 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。 (続く)</p>	<p>○身体拘束等の適正化のための指針 ○身体拘束に関する職員研修記録等</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 身体拘束の禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>○ ②の指定自立生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定自立生活援助事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 秘密保持等	<p>(1) 指定自立生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
31 情報の提供等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。</p> <p>○ 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定自立生活援助事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業所のHP画面・パンフレット</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 36 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 36 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 36 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 37 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 37 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 38 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 38 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
33 苦情解決	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定自立生活援助事業者は、市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市又は市長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>	<p>○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物 ○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル ○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県又は市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○都道府県等への報告書</p> <p>○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 39 条第 7 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
35 虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底して いるか。</p> <p>② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期 的に実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 （※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を 配置すること。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定自立生活援助事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>また、事業所に自動体外式除細器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>○ 指定自立生活援助事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>○ 指定自立生活援助事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p><参考> 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）</p> <p>○ 虐待防止委員会の役割は、以下の 3 つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。</p> <p>○ 委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。</p> <p>○ 委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>○ 委員会は少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要である。</p> <p>○ 虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p>	<p>○事故対応マニュアル</p> <p>○都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)</p> <p>○虐待防止のための対策委員会の議事録等</p> <p>○虐待防止に関する職員研修記録等</p> <p>○担当者名の分かる書類等</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 40 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 40 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 40 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 40 条の 2</p>
<p>(続く)</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 虐待の防止		
36 会計の区分	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	いる・いない
37 記録の整備	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してしているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提供した指定自立生活援助に係る必要な記録事項 ② 自立生活援助計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 身体拘束等の記録 	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第5 変更の届出等	<p>指定自立生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定自立生活援助事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>○ <u>第3号の虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。</u></p>	<p>○収支予算書・決算書等の会計書類</p> <p>○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○左記①から⑤までの書類</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 41 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用第 206 条の 11</p> <p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い (基本事項)	(1) 指定自立生活援助に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 14 の 3 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	いる・いない いる・いない
1 自立生活援助サービス費	(1) 自立生活援助サービス費(I)については、規則第 6 条の 11 の 2 において定める法第 5 条第 20 項に規定する主務省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第 15 の 1 の 4 [福祉専門職員配置等加算] の注 1 に規定するに規定する共同生活援助等を行う住居若しくは法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって退所等をしてから 1 年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から 1 年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員(指定障害福祉サービス基準第 206 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。)が、1 月に 2 回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 (2) 自立生活援助サービス費(II)については、(1)に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1 月に 2 回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 (3) 自立生活援助サービス費(I)の①については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数(サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1 人につき地域生活支援員 0.5 人とみなして算定する。(4)から(6)までにおいて同じ。)で除して得た数が 30 未満として市長に届け出た指定自立生活援助事業所において(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。 (4) 自立生活援助サービス費(I)の②については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。 (5) 自立生活援助サービス費(II)の①については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 未満として市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。 (6) 自立生活援助サービス費(II)の②については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。 (7) 自立生活援助サービス費(III)については、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1 月に 2 回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等を活用による支援をそれぞれ 1 月に 1 回以上行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、自立生活援助サービス費(I)及び(II)を算定している場合には算定しない。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 自立生活援助サービス費</p> <p>イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)</p> <p>① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,566 単位</p> <p>② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,095 単位</p> <p>ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)</p> <p>① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,172 単位</p> <p>② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 821 単位</p> <p>ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位</p> <p>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</p> <p>ア 自立生活援助サービス費(Ⅰ)については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者(以下「施設退所者」という。)であって、退所等をしてから1年以内(退所等した日から1年を経過した日の属する月まで)の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から1年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>(二) 自立生活援助サービス費の算定について</p> <p>ア 自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が市長に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</p> <p>なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定による定期的な訪問による支援を1月に2日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。</p> <p>イ 自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。</p> <p>(例) 利用者数が30人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が、障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合 → $30 \text{人} \div (0.5 + 1) = 20$ 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満のため、自立生活援助サービス費(Ⅰ)の(1)を算定。</p>	<p>○介護給付費請求書(控)</p> <p>○介護給付費明細書(控)</p> <p>○領収証(控)</p> <p>○自立生活援助計画</p> <p>○実績記録</p>	<p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の1</p> <p>平18厚告539</p> <p>平18厚告523の2</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注1</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注2</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注3</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注4</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注5</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注6</p> <p>平18厚告523 別表第14の3-1 -注7</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 自立生活援助 サービス費	<p>(8) 自立生活援助サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、それぞれアからウまでに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合</p> <p>イ 指定自立生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、自立生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する自立生活援助計画をいう。)が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70</p> <p>(二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</p> <p>ウ 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、規則 6 条の 10 の 6 において定める法第 5 条第 16 項に規定する主務省令で定める期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p>	いる・いない
情報公表未報告減算	<p>(9) 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
業務継続計画未策定減算	<p>(10) 指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
虐待防止措置未実施減算	<p>(11) 指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。</p>	いる・いない 非該当
特別地域加算	<p>(12) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1 月につき 230 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>(13) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算しているか。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター 1 人につき、当該自立生活援助事業所並びに当該自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所単位において、1 月につき 100 回を限度とする。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また、施行規則において、市長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。</p> <p>○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては、所定単位数を減算する。ただし、「<u>感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備</u>」、「<u>非常災害に関する具体的計画</u>」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。 ・以下の基準に適用していない場合、（令和7年4月1日から）所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練、必要に応じた計画の変更）を講ずること。</p> <p>○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>○特別地域加算の取扱いについて 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第206条の17に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3- 1- 注 9</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3- 1- 注 10</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3- 1- 注 11</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3- 1- 注 12</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3- 1- 注 13</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
3 ピアサポート体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4 初回加算	<p>指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4の2 集中支援加算	<p>自立生活援助サービス費(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>2 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 450 単位</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 300 単位</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 180 単位</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-2- 注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-2- 注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-2- 注 3</p>
<p>3 ピアサポート体制加算 100 単位</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-3- 注</p>
<p>4 初回加算 500 単位</p> <p>初回加算の取扱いについて 初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-4- 注</p>
<p>4 の 2 集中支援加算 500 単位</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-4-2 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 同行支援加算	<p>指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
6 緊急時支援加算	<p>(1) イについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) イの緊急時支援加算(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>(3) ロについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、Ⅰの緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>5 同行支援加算</p> <p>イ 外出を伴う支援が1月に1回又は2回の場合 500 単位</p> <p>ロ 外出を伴う支援が1月に3回の場合 750 単位</p> <p>ハ 外出を伴う支援が1月に4回以上の場合 1,000 単位</p> <p>同行支援加算の取扱いについて</p> <p>同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。</p> <p>6 緊急時支援加算</p> <p>イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711 単位</p> <p>ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94 単位</p> <p>緊急時支援加算の取扱いについて</p> <p>緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p> <p>(一) 緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下、次の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>(二) 緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。</p> <p>(三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>(四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。</p> <p>また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。</p> <p>(五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。</p> <p>(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-5- 注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-6- 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
7 利用者負担上限額 管理加算	指定自立生活援助事業者が、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
8 日常生活支援情報 提供加算	指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
9 居住支援連携体制 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>7 利用者負担上限額管理加算 150 単位</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-7- 注</p>
<p>8 日常生活支援情報提供加算 100 単位</p> <p>日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>➤ 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。</p> <p>➤ 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。</p> <p>➤ 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX 等)等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-8- 注</p>
<p>9 居住支援連携体制加算 35 単位</p> <p>居住支援連携体制加算の取扱いについて 居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。)又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。</p> <p>➤ 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p style="text-align: center;">(続く)</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-9- 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
9 居住支援連携体制加算		
10 地域居住支援体制強化推進加算	<p>指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。第 15 の 2 の注 5 において同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
11 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所等（国のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12, 13 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 47 に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p>	<p>いる・いない</p>
12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数</p>	<p>いる・いない</p>
13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>➤ 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>➤ 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>➤ 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>10 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位</p> <p>地域居住支援体制強化推進加算について</p> <p>地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。</p> <p>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。</p> <p>また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。</p> <p>なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3-10- 注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 11, 12, 13 の注</p>

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日、法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日、政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日、厚生労働省令第19号）
	平26厚令5	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年1月23日、厚生労働省令第5号）
	平18厚令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省令第171号）
告示	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日、厚生労働省告示第539号）
	平18厚告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日、厚生労働省告示第550号）
	平21厚告176	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月3日、厚生労働省告示第176号）
通知等	平18障発第1206001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日、障発第1206001号）
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年1月31日、障発第1031001号）
	平17障発第1020001号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日、障発第1020001号）
条例	平24条例52	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日、条例第52号）